

## I. 反対尋問

- 5 1. 検察側レジュメ 2 頁 20 行目「行為の危険性が結果へと現実化したか」の判断基準はどのように解するの  
か。
2. 検察側レジュメ 3 頁 35 行目以下にあるように、相当因果関係説において介在事情の寄与度は考慮で  
きないと断言する根拠は何か。
3. 検察側レジュメ 5 頁 11 行目における「合理性」の判断はどのようにするのか。
- 10 4. 検察側レジュメ 5 頁 14 行目「格闘技の試合……十分な時間であるといえる。」の趣旨は何か。

## II. 学説の検討

### 危険の現実化説(δ 説)について

- 15 刑法における因果関係は、構成要件の 1 つの要素として構成要件該当性判断の基礎となるものであ  
るから、自然的因果関係としての事実的な条件関係が認められるだけでは足りず、いかなる結果につき  
刑法的評価を加えて処罰するのが適切かという刑法の規範的見地からこれに絞りをかけなければなら  
ない<sup>1</sup>。そうだとすれば、検察側の採用する危険の現実化説は、客観的な判断が可能となるとしても、  
行為の危険性に関する判断基準が不明確であり、行為の危険性判断要素について限定がないので、その  
20 判断が恣意的になされる恐れがあるうえに、因果関係が認められる範囲が広範になる可能性があり、妥  
当でない。よって、弁護側はこれを採用しない。

### α 説、β-2 説について

検察側と同様の理由により、採用しない。

25

### β-1 説について

経験則上偶然的でないものまでも排除してしまう点で、相当性判断の基礎事情として行為者が認識  
し、あるいは認識できた事情のみが含まれるとすることは、判断の基礎として狭すぎるので、弁護側は  
これを採用しない。

30

### 相当因果関係説の折衷説(β-3 説)について

- (1) 構成要件は当罰的行為を社会通念に基づいて類型化したものであるから、条件関係が認められ  
る結果のうち、実行行為の具体的危険が現実化したものとして、行為者に帰属せしめるのが社会  
通念上相当と認められる結果だけを選び出し、このような結果についてのみ行為者に帰属させ、  
35 責任を問うのが妥当である。このような絞りは、経験則上その実行行為と結果との間に相当な関  
係あるといえるかということを経験則上その実行行為と結果との間に相当な関係あるといえるか  
を標準とすべきであり、したがって、刑法における因果関係は相当因果関係説に従って判断すべきである。

<sup>1</sup> 大谷實『刑法講義総論[新版第4版]』(成文堂,2012年)206頁

そして、因果関係が行為者にとって偶発的なものを帰責範囲から除外するために必要なものであること、構成要件が責任類型として責任非難の前提ともなるものであることからすれば、相当性の有無の判断する基礎事情としては、行為の当時に行為者が認識していた特別の事情および一般人が認識し得た一般的事情が含まれるとする、折衷説が妥当である。

- 5 (2) 同説に対する批判として、客観的であるべき因果関係の存否について、行為者の主観を判断の基礎に置くのは妥当でないというものがある。しかし、相当因果関係説の狙いは、条件関係が認められ結果のうち、行為者の支配によらない偶発的な結果を排除することにあるところ、行為者が認識・予見している特別な事情があれば、行為者はそれを支配できるのであるから、そうした支配可能性という観点からみると、行為者が特に認識・予見していた事情を一般人の認識または  
10 予見しうる事情と同列に扱っても不当ではない。<sup>2</sup>  
よって弁護側はこれを採用する。

### Ⅲ. 本問の検討

#### 一. B に対する罪責

- 15 1. X が B に対して暴行を行った行為について傷害致死罪(205 条)が成立するか。
- (1) X は B に対して殴打や踏みつけといった激しい暴行を加えており、傷害罪 (204 条) の実行行為があるといえる。また、これによって B は全治 3 カ月の傷害を負い、その結果死亡するに至った。
- (2) では、この暴行行為と B の死亡結果との間に因果関係があるといえるか。
- 20 この点、弁護側は相当因果関係説の折衷説(B-3 説)を採用するから、因果関係が肯定されるためには、条件関係を前提として、行為の当時に行為者が特に認識していた事情及び一般人が認識・予見できた事情を基礎として当該行為から当該結果が発生したことが一般人の経験則に照らして、社会通念上相当であるといえることが必要である。
- (ア) 本問において、X の暴行がなければ B が心臓麻痺により死亡することはなかったといえるため、両者の間に条件関係は認められる。
- (イ) しかし、B の心臓疾患は外観上全くわからないものであり、B が心臓疾患であることが周知の事実であったともいえないので、一般人が認識・予見可能であったとはいえない。また、X は B とは初対面であり、B の心臓疾患について知らなかったのであるから、X が認識していたとは言えない。よって、B の心臓疾患については基礎事情に含めることができない。
- (ウ) そして、X の暴行は 2 時間ほど続けたにも関わらず、全治三カ月の傷害を負うにとどまるものであり、死に至るような危険性を有するものではなかったといえる。そして、胸部を強く殴打するなどはしていないのであるから、当該暴行から心臓麻痺が起こることは一般人の経験則上考えられるものではなく、社会通念上相当であるとは言えない。よって、X の暴行行為と B の死亡結果との間に因果関係を肯定することはできない。
- 30 (エ) X には傷害罪(204 条)の故意がある。
- (オ) よって、X には傷害致死罪(205 条)は成立せず、傷害罪(204 条)が成立するにとどまる。

<sup>2</sup> 大谷・前掲 208 頁

## 二. A に対する罪責

1. X の A を X のマンション自室に連れ込み、複数人で暴行した行為は A を脱出させることを困難にさせており、また X に監禁の故意があるといえるので、X に監禁罪(220 条後段)が成立する。

2. X の A に対する暴行行為について傷害致死罪(205 条)は成立するか。

5 (1) X は公園とマンションの自室での合計 3 時間という長期に及ぶ暴行を A に加えており、X には傷害罪(204 条)の実行行為があるといえる。また、A は顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負い、最終的に A は死亡している。

(2) では、この暴行行為と A の死亡結果との間に因果関係は認められるか。

10 この点、弁護側は相当因果関係説の折衷説(6-3 説)を採用するから、因果関係が肯定されるためには、条件関係を前提として、行為の当時に行為者が特に認識していた事情及び一般人が認識・予見できた事情を基礎として当該行為から当該結果が発生したことが一般人の経験則に照らして、社会通念上相当であるといえることが必要である。

本問において、X の暴行がなければ、A が脳挫傷で死亡することもなかったといえるので条件関係は認められる。

15 A は X のマンションから逃げ出した後、トラックと衝突するまでの間の約 10 分間に人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交差する地点で一般人が通常通らないであろうトンネル脇の草木の茂る急斜面や、高さ 2、3m もあるフェンス、1.5m の中央分離帯をわざわざ乗り越えている。

20 これらの行為に A が及ぶことは、X の A に対する暴行行為が行われた時に X に認識されていたとは言い難い。そして、暴行行為から逃れるにあたり、行為者が追ってもいないのに一般人が通常立ち入りを禁止されているような高速道路などの危険な場所にまで進んで入り込むことを予見することは不可能であり、そこで車両に轢過され、それにより脳挫傷という死因が生じることは一般人の経験則上考えられるものではなく、社会通念上相当とは言えない。

よって、X の暴行行為と A の死亡結果との間に因果関係は肯定できない。

25 (3) X には傷害罪(204 条)の故意が認められ、傷害罪(204 条)が成立する。

## IV. 結論

X には A に対する行為には傷害罪(204 条)、B に対する行為に監禁罪(220 条後段)と傷害罪(204 条)が成立し、これらの罪は併合罪(45 条前段)となる。

30

以上